

○皇學館大学外部評価委員会内規

（設置）

第1条 皇學館大学（以下「本学」という。）に、皇學館大学自己点検・評価規程第3条第2号の規定に基づき皇學館大学外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 本学の職員以外の者による評価を取り入れて、本学の教育研究活動等に対する社会的評価を検証し、教育研究活動等の改善と活性化に寄与することを目的とする。

（組織）

第3条 委員会は、学外委員と学内委員をもって構成する。

（学外委員）

第4条 学外委員は、本学の職員以外で、人格識見が高く、かつ、本学の発展に関心と理解のある者より選考する。

2 学外委員は、学長が選考した次の各号に掲げる者のうちから若干名（5名以内）とする。

- (1) 大学等の教育機関の関係者
- (2) 公的機関の関係者
- (3) 神社界の関係者
- (4) 経済界の関係者
- (5) 本学を卒業した者
- (6) 本学に在籍する学生の保護者
- (7) その他学長が必要と認めた、大学に関し広くかつ高い見識を有する者

（学内委員）

第5条 学内委員は、皇學館大学質保証・質向上委員会（以下「質保証・質向上委員会」という。）委員のうちから学長が指名する若干名とする。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、学長がその任にあたる。

（任期）

第7条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

（委員会の開催）

第8条 委員会は、原則として年1回開催する。

（謝金等）

第9条 学外委員には、委員会への出席に対し、学校法人皇學館の謝金支給基準による謝金等を支給する。

（運営）

第10条 委員会は、委員長が招集し議長となる。

（評価項目）

第11条 委員会による評価項目は、学長の要請により本学の教育研究活動等の改善と活性化に資する事項とし、次の項目を含むものとする。

- (1) 自己点検・評価の実施に関する事
- (2) 内部質保証の実施に関する事
- (3) 教育理念・目的・教育目標に関する事
- (4) 教育課程の編成に関する事
- (5) 教育活動に関する事
- (6) 研究活動に関する事
- (7) 教員組織に関する事

- (8) 施設・設備に関すること
- (9) 国際交流に関すること
- (10) 社会との連携、社会貢献に関すること
- (11) 管理運営・財政に関すること
- (12) その他学長が必要と認めた事項に関すること
(評価の公表)

第12条 評価の結果は、質保証・質向上委員会の議を経て公表する。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、大学事務局企画部において処理する。

(内規の改廃)

第14条 この内規の改廃は、質保証・質向上委員会の議を経て、教学運営会議が行う。

附則

この内規は、平成22年7月30日より施行する。

附則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年6月30日から施行する。

附則

この内規は、平成31年4月1日より施行する。

附則

この内規は、令和3年4月1日より施行する。